地方自治法第242条に基づく住民監査請求について

1 住民監査請求とは

住民監査請求は、地方公共団体の長などの職員に、違法又は不当な<u>財務会計上の</u> 行為があると認められるとき、これらを証する書面を添えて、監査委員に対し監査 を求め、必要な措置を講じることを請求する制度です(行政運営一般の違法性を争 うことを目的とする制度ではありません。)。

つまり、兵庫県民の方が、兵庫県の機関又は職員に、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときは、<u>それらの行為等を証する書面を添え</u>、兵庫県監査委員に対して監査を請求することができます。

- 2 住民監査請求をすることができる場合
 - (1) 住民監査請求をすることができる方 兵庫県民
 - 一人でも複数の連名でもかまいません。
 - (2) 住民監査請求の対象及び請求することができる措置の内容(地方自治法第242 条第1項)
 - ア 住民監査請求の対象

知事、委員会、委員及び職員による

違法又は不当な

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担

違法又は不当に

- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実
- イ 請求することができる措置の内容
 - (ア) 違法又は不当な上記アの①~④の行為の防止、是正
 - (4) 違法又は不当な上記アの⑤~⑥の怠る事実の改め
 - (f) 上記ア (①~⑥) によりその地方公共団体(兵庫県) が 被った損害の補填

(3) 住民監査請求をすることができる期間(地方自治法第242条第2項) 財務会計上の行為があった日又は終わった日から<u>1年以内</u> ただし、天災等の住民監査請求をしなかったことについて正当な理由がある場合はこの限りではありません。 3 監査請求書の記載方法

別添様式で作成し、違法又は不当な事実を証する<u>「事実証明書」を添えて</u>、提出してください。

提出先は、下記4です。

なお、提出された書類については、監査の結果にかかわらず、返却いたしません ので、ご注意ください。

- ◎ 請求書作成上の注意事項等
 - (1) 「請求の要旨」は、次の要領で記載してください。
 - ア 誰が (請求の対象とする知事、委員会、委員又は職員を具体的に特定)
 - イ <u>いつ、どのような財務会計行為</u>を行ったのか(監査の対象となる財務会計上の行為)。
 - ウ その財務会計行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。
 - エーしたがって、どのような措置を請求するのか。
 - (2) 氏名は必ず<u>自署し</u>てください。

複数の連名で請求する場合、<u>代表者が分かる</u>ように記載してください。 請求に係る<u>連絡及び各種通知の送付</u>は、原則として<u>代表者に</u>行います。 提出書類について確認を行うことがありますので、請求書の余白に連絡先 を記載してください。

(3) 請求書には、請求の要旨に記載している事実のすべてについて、具体的・ 客観的に裏付ける「事実証明書」を添付してください。 なお、「事実証明書」には別段の様式はありませんが、必ず添付することが 必要です。

4 問合せ先及び監査請求書の提出先

提出に当たっては、なるべく事前にご相談ください。その上で、下記まで直接お持ちいただくか、郵送にてご提出ください。(ファックスや電子メールでの受付はできません。)

兵庫県監査委員事務局監査第1課